

3章 緑地の保全及び緑化の目標

3-1. 緑の都市像

(1) 基本理念

都市の緑は、様々な機能を持っており、都市に住む市民も自らの手で緑をまもり、つくり、育てることへの関心が高まりつつあります。

北広島市民にとって国有林を中心とする緑は、市民共通の交流や余暇活動の場となっています。各地区に住む人たちが国有林や周囲の森で交流し、緑やまちに対する想いを一つにする。そして先人が残した貴重な緑の財産を、今の生活に役立て将来の世代に引き継いでいけるように、緑を保全、創出していく必要があります。

計画の根幹となる基本理念は、まちづくりのテーマである「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、緑づくりの課題や市民ワークショップ会議での市民の意見などをふまえ、以下のように考えます。

本市の緑づくりは、

先人から受け継いだ緑を市民が協力・連携しながら愛情を注ぎ、まもり、つくり、育てること

自然と創造の調和した緑豊かな都市の中で市民が憩い、交流し、豊かな生活をおくること

緑豊かな都市での生活を通じ、市民が郷土を愛する心を育て、緑を将来の世代に引き継いでいくこと

以上の考え方から、本市の緑づくりの基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

**緑を愛する市民が住み、
緑と人がともに育ち交流するまち**

【市民WS会議からの主な意見】

- ・(緑の) 大事なものがわかる市民がたくさんいて、それら市民が緑を見守る。(H14第1回WS)
- ・街路樹に愛情を(H14第1回WS)
- ・緑の多さ、美しさを実感した。大切に残したい(H13第2回WS)
- ・緑の財産を後世に引き継ぐ(H14第1回WS)
- ・緑豊かな交流の場(H14第1回WS)
- ・20年後の北広島市民は“落ち葉”を愛し“緑”を愛する市民です～樹と人材を育てるまち(H14第1回WS)
- ・生活の一部として利用できる都市の緑(H14第1回WS)

【総合計画における関連箇所】

- ・めさず都市像
- ・自然と創造の調和した豊かな都市(p18)
- ・健康安心都市
- ・交流文化都市
- ・活力発展都市

(2) 緑の将来像

将来像(概ね20年後の姿)は、広域的な視点も考慮しながら都市の緑空間のあり方、それらの緑を享受する市民の生活像、緑を愛する市民像について設定します。

南北にネットワークする緑の大きな軸を形成しています。

市街地を囲む起伏豊かな丘陵地域では森林、農地が広がっています。

国有林、南の里の森、仁別・三島の森は緑の骨格をかたちづくり、それらの間を小さな樹林地、公園や緑地、河川、街路樹などでネットワークしています。

市街地やその周辺では、公園や緑地、街路樹空間、住宅の庭や事業所などで緑が豊かに育っています。都市の顔となる北広島駅周辺などでは、緑と調和した魅力的な都市環境が形成されています。また輪厚川、島松川など市街地や市内を流れる河川が拠点的な緑と市街地とをつないでいます。

これらによって、支笏湖から野幌森林公園の間に南北の大きな緑の軸が形成され、野生生物の行き来がしやすくなっています。

豊かな緑によってもたらされた良好な都市生活を享受しています。

市内各所には多様なレクリエーション施設があり、公園や緑地などでは休息やスポーツをしたり、市民農園やキャンプ場を利用するなど市民が様々な楽しんでいきます。幹線道路やJR沿線では自然豊かな樹林地がまもられており、本市の緑の豊かさを印象づけています。

市街地を囲む丘陵樹林地などをみると、国有林等は自然豊かなまま管理され、民有林も市民ボランティア、NPOと行政の協働で管理され良好な緑の環境が回復してきています。

市街地では、庭の花づくり、ボランティアやNPO、事業者による緑化など、市民参加の緑づくりがますます盛んになっています。学校や幼稚園に近い樹林地などでは、身近に自然にふれられる環境が整っています。

緑に囲まれた豊かな生活をおくり、緑を愛する市民が育っています。

北広島に住む市民は先人からの緑の遺産に誇りを持ち、健康で快適な日常生活をおくりながら、将来の世代に引き継げる緑づくりを担っています。

若者、子どもたちは、学校や地域の交流を通じて緑の大切さや緑を「まもり、つくり、育てる」ための手だてを学んでいます。

これら昔からの市民、新しい市民が、本市の中央に位置する国有林などの緑空間で交流し、緑に対する想いや愛情を育んでいます。

【市民WS会議からの主な意見】

- ・「緑の大きな軸の中に自分たちのまちがある」ことを大事にしては？(H14第3回WS)
- ・守ろう緑(H14第1回WS)
- ・今ある自然は(全部は無理)20年後も残っている(H14第1回WS)
- ・緑の財産を後世に引き継ぐ(H14第1回WS)
- ・すべての道はボランティア(H14第1回WS)
- ・(緑の)大事なものがわかる市民がたくさんいて、それら市民が緑を見守る(H14第1回WS)
- ・生活の一部として利用できる都市の緑(H14第1回WS)
- ・緑豊かな交流の場(H14第1回WS)
- ・水辺を憩いの場に(H14第1回WS)

【総合計画における関連箇所】

- ・まちづくりの基本目標(p19)
 - 1.安全で安心できるまち
 - 2.環境と共生する快適なまち
 - 3.いきいきとした交流と連携のまち
 - 4.豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち
 - 5.高い都市機能を持ち、活力にあふれるまち
 - 6.力強い産業活動が展開されるまち

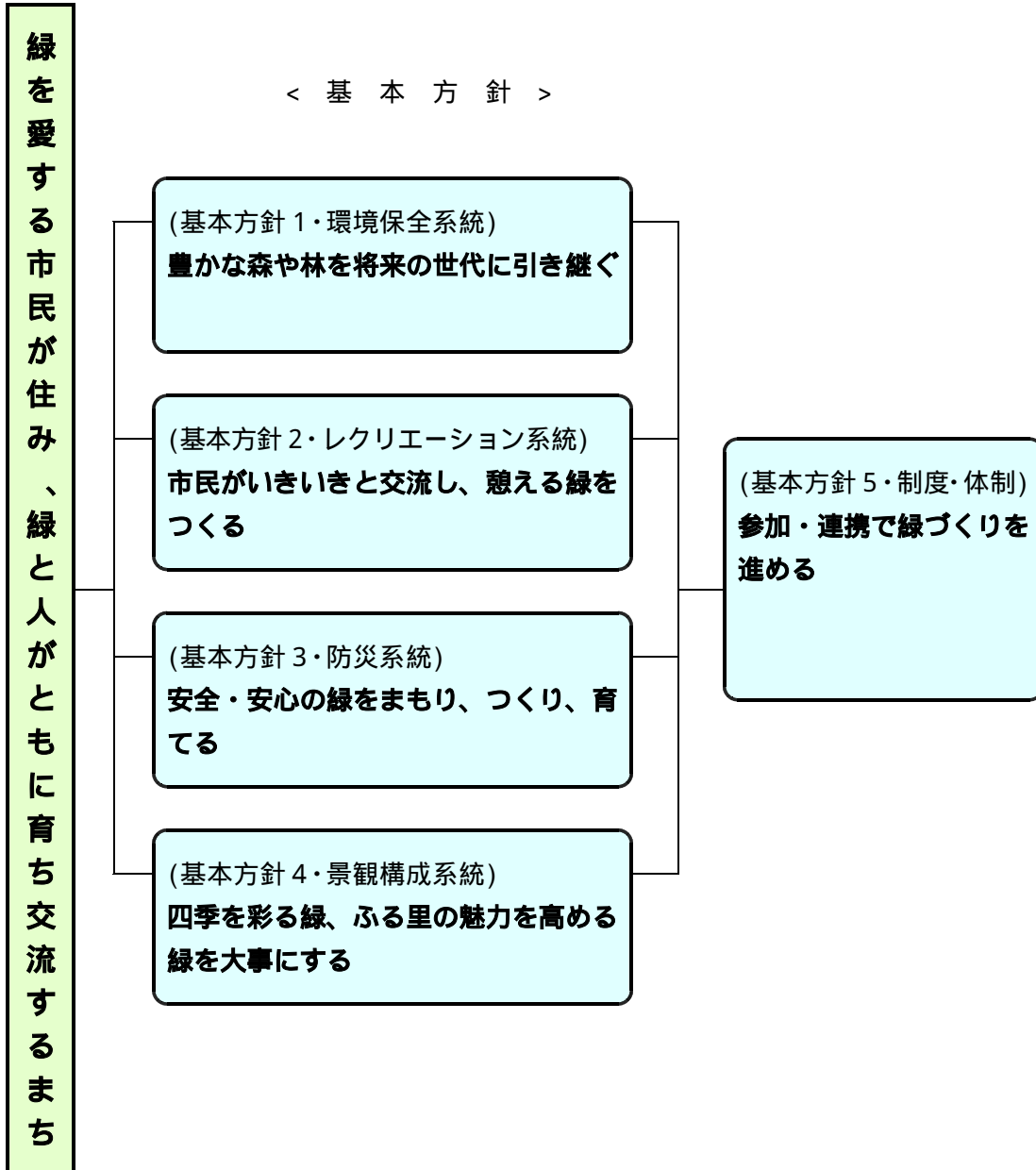
図表15. 緑の将来像図



凡 例		
拠点となる緑	骨格となる森林の主要な部分	
	都市の顔となる区域	
	近隣公園以上の公園	
	市民公園、キャンプ場、身近な樹林地など	
軸(ネットワーク)となる緑	主要な河川	
	代表的な街路樹	
	歩行者・自転車道路	
	緑の軸	
面的な広がりをもせる緑	市街地	
	新規の土地利用	
	ゴルフ場	
	農地	
	山林・丘陵地	
	幹線道路	
	行政区域	

3-2. 緑づくりの基本方針

緑の将来像を実現していくために、本市の緑づくりの基本方針は4系統と制度・体制を加えた5つの方針を設定します。



(1) 基本方針 1・環境保全系統

豊かな森や林を将来の世代に引き継ぐ

本市は森林の中にコンパクトな市街地ができたことから市街地と森林の接点が多く、地球温暖化の防止や野生生物とのふれあい、森林浴など緑の恩恵を受けながら生活できる恵まれた環境を有しています。

今後も先人から引き継いだ恵まれた環境を将来の世代に伝えるため、野生生物のすみかや移動経路となる森林の保全、周辺的环境保全に重要な役割を果たす農地や河川の保全、快適な住環境をもたらす市街地周辺の樹林地の保全を、市民と行政が協力しながら進めていきます。



【国有林鳥瞰】

(2) 基本方針 2・レクリエーション系統

市民がいきいきと交流し、憩える緑をつくる

国有林を含む本市の中央では、北広島レクリエーションの森や総合体育館等があり、市民のレクリエーションの拠点となっています。これらは市民共通の憩い・交流の場となるよう拠点機能の充実を図ります。また、地区と拠点をネットワークする歩行者・自転車道路や市民農園、キャンプ場など多様なレクリエーション施設の充実を図ります。

公園は利用しやすい適正な配置を図るとともに、少子高齢化に対応した施設の更新などにより、市民が憩い、交流できる空間として確保していきます。



【輪厚川】

(3) 基本方針 3・防災系統

安全・安心の緑をまもり、つくり、育てる

本市の自然災害は、千歳川支流の溢水による水害が主でした。近年は治水が進み水害が減りましたが、豊かな森林が雨水の流量を調整し、河川の増水を抑えていることも大きな要因です。このことから保水機能をもつ森林を保全するとともに、土砂崩れを防ぐ傾斜地の樹林地を保全します。

避難路や延焼防止の機能をもつ一般道路や歩行者・自転車道路では街路樹などを適切に整備します。また、避難場所となる公園や公共施設においても緑の確保に努めます。



【中央通】

【総合計画における関連箇所】

- ・緑にあふれ、ゆとりある居住空間を創出し、維持していきます。(p22)
- ・市民が自然の緑や水に親しみ、地域への愛着心を育む環境づくりを推進します。(p22)
- ・札幌北広島自転車道の活用を通じて、新たなスポーツレクリエーションの創造や広域的な市民交流の促進を図ります。(p23)
- ・消防体制や防火対策の強化を図り、災害に強い都市づくりを進めます。(p21)
- ・森林は、土地の保全や大気浄化能力など様々な機能をもっています。(p80)
- ・……貴重な財産として次世代に引き継いでいく必要があります。(p80)
- ・大気や水、土壌、動植物などの自然環境を保全し、快適な環境の創出に努めます。(p89)

(4) 基本方針4・景観構成系統

四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にする

本市の起伏に富んだ山地・丘陵地は、春の新緑、秋の紅葉など四季折々の景観を醸しています。また市街地近くのまとまった樹林地は国道や高速道路、JR線を利用する人に本市の緑の豊かさを印象づけています。これらのことから、自然・田園景観を形成する緑として保全に努めます。

市街地では住宅地の花づくりや事業所の緑化が進められていますが、今後も市民の積極的な参加を促しながら緑化を推進します。また、街路樹については四季の変化や本市の地域特性に配慮しながら緑化や維持管理を推進します。

本市のまちの顔であり、多くの人々が集まるJR北広島駅周辺は、公園や広場の再整備を推進し、魅力ある顔づくりのための緑化や花づくりを進めます。また、郷土の遺産である旧島松駅通所では周辺環境の整備を進めます。



【クラーク記念碑と寒地稲作発祥の地の碑】

(5) 基本方針5・制度・体制

参加・連携で緑づくりを進める

先人から受け継いだ緑豊かな北広島を将来の世代に引き継ぐために市民、事業者、行政の適切な役割分担のもとに参加・連携し、パートナーシップで緑の保全・創出に努めます。

近年はNPOやボランティア団体などの活動が活発化しており、今後も緑づくりの活動等に対し支援を進めていきます。

本市の森林面積の約8割が民有林であることから、良好な都市環境をつくるためにも所有者の理解と協力が不可欠と考えます。緑づくりの推進にあたっては、都市緑地保全法をはじめ緑地を担保する法制度や北広島市緑のまちづくり条例を積極的に活用しながら進めていきます。



【市民植樹祭の様子】

【総合計画における関連箇所】

- ・まちの魅力や個性をかたちづくる緑の保全と市街地の緑化を推進します。(p22)
- ・丘陵、森林、川辺、田園、住宅地の花と緑など、地域の個性と魅力を生かした美しい都市景観を形成します。(p22)
- ・市民や企業とのパートナーシップにより良好な街並みの形成を図ります。(p22)
- ・生活文化の交流拠点として、駅周辺地域の複合的な都市機能の向上と活用を促進します。(p22)
- ・郷土の歴史や風土、文化財を守り、受け継いでいく環境づくりを進めます。(p23)
- ・市民や企業の市政への参画を促進し、協調と信頼のパートナーシップを築くための体制やシステムを整備します。(p22)
- ・市民、企業、行政の連携を進めるため、市民や企業の多様なニーズを把握するとともに、行政情報を積極的に公開していきます。(p22)

3-3. 計画の目標水準

本市の緑の将来像を実現していくうえで、達成するめやすとして緑地確保量の目標水準を設定します。

(1) 計画フレームの設定

計画対象区域

計画対象市名	都市計画区域名
北広島市の全域(11,854ha)	札幌圏都市計画区域

都市計画区域内の人口の見通し

人口の見通しは、北広島市都市計画マスタープランのフレームとします。

年次	基準年 (平成12年度)	目標年次 (平成32年度)
人口	57,700人	72,000人

(2) 計画の目標水準

本市においては、平成12年度における都市計画区域人口1人当り都市公園の確保量は、 $37.5\text{m}^2/\text{人}$ であり全国平均の $8.1\text{m}^2/\text{人}$ 、北海道平均の $21.6\text{m}^2/\text{人}$ と比較すると恵まれているといえます。

緑地の確保目標水準

緑地の確保目標水準として、都市計画区域内の緑地の割合は、次のように設定します。

目標年次(平成32年度)における緑地確保目標量	都市計画区域面積に対する割合
	概ね 7,977ha (67.3%)

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は、次のように設定します。

種 別 \ 年 次	基 準 年 (平成12年度)	目 標 年 次 (平成32年度)
都 市 公 園	37.5 m ² /人	41.1m ² /人
都 市 公 園 等	61.2 m ² /人	63.3m ² /人

* 都市公園等：都市公園に公共施設緑地（自転車歩行者専用道、公共施設の緑地、道路植樹帯等）を加えたもの。

(3) 緑化の目標

安全で快適な生活を営むことができる緑豊かな市街地を形成するために、今ある緑の水準を維持するとともに、市民、事業者、森林所有者、行政がそれぞれの役割を分担し連携と協働のもと、本市の特色である身近な緑を増やし、緑を学び、緑を愛する輪を広げ、うるおいとやすらぎのある緑のまちづくりをめざします。

図表16 緑地の整備目標総括表

緑地種別	現況(平成12年度)						中間年次(平成22年度)						目標年次(平成32年度)						備考
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	
住区 基幹公園 都市基幹公園 運動公園 風致公園 動植物公園 歴史公園 墓園 その他 広場公園 広域公園 緩衝緑地 都市緑地 緑道 都市林 国の設置によるもの	住区	74	16.78	3.12	74	16.78	2.91	86	20.46	3.07	86	20.46	3.07	86	20.46	2.84	(1)		
	基幹	12	29.76	5.54	13	40.67	7.05	13	32.80	6.67	13	32.80	6.67	14	44.49	6.18	(2)		
	公園	1	4.08	0.76	1	4.08	0.71	1	4.08	0.61	1	4.08	0.61	1	4.08	0.57	(3)		
	都市基幹公園	1	47.80	8.90	1	47.80	8.28	1	47.80	7.17	1	47.80	7.17	1	47.80	6.64	(4)		
	運動公園													1	37.40	5.19	(5)		
	基幹公園計	88	98.42	18.33	89	109.33	18.95	101	105.14	17.52	102	116.83	17.52	101	105.14	154.23	21.42	(1)～(5)の計	
	風致公園																	(6)	
	動植物公園																		(7)
	歴史公園														1	1.00	0.14	(8)	
	墓園				1	19.20	3.33				1	19.20	2.88		1	33.17	4.61	(9)	
	その他																		(10)
	広場公園	3	0.46	0.09	3	0.46	0.08	4	0.68	0.10	4	0.68	0.10	4	0.68	0.68	0.09	(11)	
	広域公園																		(12)
	緩衝緑地																		(13)
	都市緑地	98	86.97	16.20	99	87.59	15.18	111	91.73	14.05	113	93.73	14.05	111	91.73	93.73	13.02	(14)	
緑道																		(15)	
都市林									2	13.36	2.00			2	13.36	1.86	(16)		
国の設置によるもの																		(17)	
都市公園計	189	185.85	34.61	192	216.58	37.54	216	197.55	36.55	222	243.80	36.55	216	197.55	224	296.17	41.13	(1)～(17)の計	
レクの森等屋外公共施設緑地	1	0.79	0.15	4	44.93	7.79	1	0.79	6.74	4	44.93	6.74	1	0.79	4	44.93	6.24	(18)	
市公共施設植栽地、公営住宅ブレイロケット等	85	43.04	8.01	115	62.18	10.78	85	43.04	10.08	85	43.04	11.6	66.20	9.19	(19)				
道路植樹帯	45	8.15	1.52	45	14.31	2.48	46	8.15	2.15	46	8.15	4.6	14.31	1.99	(20)				
自・歩専用道等	189	15.28	2.85	190	15.35	2.66	189	15.28	190	34.34	5.15	189	15.28	190	34.34	4.77	(21)		
公共施設緑地	320	67.25	12.52	354	136.77	23.70	321	67.25	24.11	321	67.25	356	159.78	22.19	(22)				
都市公園等合計	509	253.10	47.13	546	353.35	61.24	537	264.80	60.66	537	264.80	580	455.95	63.33	(1)～(22)の計				
ゴルフ場				8	1,486.22	257.58				8	1,486.22	222.82		8	1,486.22	206.42	(23)		
市民農園				3	3.15	0.55				4	5.66	0.85		4	5.66	0.79	(24)		
ゴルフ練習場、パークゴルフ場	1	2.30	0.43	6	12.66	2.19	1	2.30	1.90	1	2.30	6	12.66	1.76	(25)				
寺社境内地、教育施設	18	5.67	1.06	27	9.58	1.66	18	5.67	1.44	18	5.67	27	9.58	1.33	(26)				
民間施設緑地計	19	7.97	1.48	44	1,511.61	261.98	19	7.97	227.00	19	7.97	45	1,514.12	210.29	(23)～(26)の計				
施設緑地計	528	261.07	48.62	590	1,864.96	323.22	556	272.77	287.66	556	272.77	625	1,970.07	273.62	(27)～(26)計				
緑地保全地区									183.10	27.45				183.10	25.43	(28)			
風致地区																	(29)		
河川敷地	3	12.30	2.29	9	236.60	41.01	3	12.30	35.47	3	12.30	9	236.60	32.86	(30)				
保安林	1	5.72	1.06	4	715.39	123.98	1	5.72	107.25	1	5.72	4	715.39	99.36	(31)				
地域森林計画対象民有林	1	26.27	4.89	1	3,753.00	650.43	1	26.27	562.67	1	26.27	1	3,753.00	521.25	(32)				
旧島松駅通所、野幌原始林				2	40.10	6.95			6.01			2	40.10	5.57	(33)				
野幌森林公園				1	116.00	20.10			17.39			1	116.00	16.11	(34)				
農振・農用地区域				1	2,268.00	393.07			296.85			1	1,980.00	275.00	(35)				
法によるもの計	5	44.29	8.25	18	7,129.09	1,235.54	5	44.29	1,053.10	5	44.29	18	7,024.19	975.58	(28)～(35)の計				
道条例による保全緑地				6	188.00	32.58			28.19			6	188.00	26.11	(36)				
市条例による保存緑地	2	1.33	0.25	2	1.33	0.23	2	1.33	0.20	2	1.33	2	1.33	0.18	(37)				
その他条例によるもの	30	3.89	0.72	39	7.00	1.21	38	4.56	1.27	38	4.56	53	8.45	1.17	(38)				
条例等によるもの計	32	5.22	0.97	47	196.33	34.03	40	5.89	29.65	40	5.89	61	197.78	27.47	(36)～(38)の計				
小計	37	49.51	9.22	65	7,325.42	1,269.57	45	50.18	1,082.75	45	50.18	79	7,221.97	1,003.05	(28)～(38)の計				
地域制緑地間の重複		-5.72	-1.0652		-336.05	-58.2409			-5.72				-5.72	-5.1915	(39)				
地域制緑地計	37	43.79	8.16	65	6,989.37	1,211.33	45	44.46	1,004.92	45	44.46	79	6,702.82	930.95	(40)～(28)～(39)計				
施設・地域制緑地間の重複		-18.61	-3.47		-689.83	-119.55			-695.84				-18.61	-695.84	(41)				
緑地面積総計	565	286.26	53.31	655	8,164.50	1,414.99	601	298.63	703	7,925.68	1,188.26	601	298.63	704	7,977.05	1,107.92	(27)～(40)～(41)		
人口	現在市街化区域人口		5.37 万人			都市計画区域人口		6.67 万人			都市計画区域人口		7.20 万人						
	現在市街化区域面積		1,594 ha			都市計画区域面積		11,854 ha			都市計画区域面積			11,854 ha					
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合		18.0 %			都市計画区域面積に対する割合		66.9 %			都市計画区域面積に対する割合		67.3 %						
	都市計画区域面積に対する割合		68.9 %			都市計画区域面積に対する割合		66.9 %			都市計画区域面積に対する割合		67.3 %						
都市公園等の目標水準 (住民一人あたり面積)	都市公園		37.5 ㎡/人			都市公園		36.6 ㎡/人			都市公園		41.1 ㎡/人						
	都市公園等		61.2 ㎡/人			都市公園等		60.7 ㎡/人			都市公園等		63.3 ㎡/人						

中間年次(平成22年度)の農振・農用地区域面積は、平成15年度北広島市農業振興地域整備計画の変更による。